

「事案 25-188」 転換契約無効請求

・平成 26 年 11 月 4 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から不実の説明を受けて契約転換をしたことを理由に、契約転換を取り消して、それ以後の払込保険料を返還することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 55 年 3 月に契約した終身保険を昭和 59 年 1 月に別の終身保険に契約転換したが、転換の際、募集人から以下の誤った、不実の説明を受けて転換を行ったものであるから、錯誤または詐欺を理由に契約転換を無効として、それ以後に払い込んだ保険料を返還してほしい。

(1)60 歳時に、払い込んだ保険料より約 200 万円多くもらえ、さらに 500 万円の保障があること。

(2)80 歳までの受取金累計額が約 1,100 万円であること。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は設計書を使用して本契約の内容を正しく説明した。

(2)配当金を原資とする生存保険金部分については、設計書記載額はその時点での計算額であり、将来変動する可能性があることも説明している。

(3)仮に申立人に錯誤があったとしても、契約転換の動機は申込みの際に表示されておらず、また、申立人には、錯誤したことについて重大な過失があるので、錯誤による無効を主張することはできない。

(4)上記のとおり、募集人の転換時の説明に問題はなく、欺もう行為が存在しないので、詐欺による取消しを主張することはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

(1)募集人の誤説明を受け、錯誤（民法 95 条）して申し込んだので無効を求めるもの（主張①）。

(2)募集人が不実の説明を行い、申立人を誤信させて契約の申し込みを行わせたとして、詐欺（民法 96 条 1 項）による取消しを求めるもの（主張②）。

2. 主張①について

以下の理由により、申立人が錯誤に陥っていたとは認められない。

(1)募集人が説明の際に使用した設計書には、80 歳までの配当金を原資とする生存保険金の受取額累計額が約 1,100 万円であること、60 歳時の配当金を原資とする生存保険金が約 700 万円であることが印字され、「60 歳時までに払い込む保険料が約 500 万円である」「60 歳時に払い込んだ保険料よりも約 200 万円多くもらえ、さらに 500 万円の保障がある」

旨の手書きの書き込みがある。

(2) 募集人は事情聴取において、同設計書の説明の際には申立人に対し、「当時の経済状況によれば、配当数値は設計書記載の通りだが、ずっとこの経済状況で積み立てられるわけではない」と口頭で説明したと供述している。

(3) 設計書にも、配当数値は変動することがあり、将来の支払額を約束するものではない旨の、募集人の供述内容に沿った注意書きがある。

(4) 仮に申立人に錯誤があったとしても、上記記載のある設計書を用いた説明がなされていることからすると、申立人には錯誤したことについて重大な過失があったので、申立人から無効を主張することはできない。

3. 主張②について

以下の理由により、申立人の詐欺取消しの主張は認められない。

(1) 上記のとおり、募集人が申立人に対して不実の説明を行ったと認めることはできない。

(2) 募集人の手書き部分についても、設計書の他の注意書き等と合わせてみれば、当時の経済状況で計算した場合に、60歳時点での受取額が、払込保険料よりも約200万円多くなるということを説明しようとしたものであることが認められ、配当金を原資とする生存保険金が将来確実に支払われる等の「不実の説明」があったとは認められない。